

## 文 教 委 員 会 記 録 （ 速 報 版 ）

令和 7 年 6 月 1 2 日開催

### 付議事件

#### 1 第46号議案 府中市民球場人工芝化等改修工事請負契約

○松村祐樹委員長 付議事件 1、第46号議案 府中市民球場人工芝化等改修工事請負契約を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。お願いします。

○上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました第46号議案 府中市民球場人工芝化等改修工事請負契約について御説明申し上げます。本案は、府中市寿町 2 丁目 19 番地において、府中市民球場人工芝化等改修工事を施行するものであります。

恐れ入りますが、第46号議案参考資料の入札経過調書をお開きください。入札は、入札経過調書に記載のとおり、令和 7 年 5 月 9 日、2 建設共同企業体による総合評価方式を用いた条件付一般競争入札を実施いたしました結果、予定価格 7 億 3,858 万円、調査基準価格 6 億 7,727 万 7,860 円、失格基準価格 6 億 4,341 万 3,967 円に対し、入札金額 6 億 7,950 万円、価格評価点 8.00 と技術評価点 12.80 を合わせた評価値 20.80 の府中市是政 3 丁目 39 番地の 2、山一体育施設株式会社を代表者とし、府中市小柳町 2 丁目 58 番地の 4、株式会社細野スポーツ建設を構成員とする山一・細野建設共同企業体が落札いたしました。落札率は 92%でございます。

恐れ入りますが、第46号議案の議案書をお開きください。システムの 2 ページを御覧ください。3 に記載のとおり、落札額に消費税及び地方消費税を加算した契約金額、7 億 4,745 万円で、令和 7 年 5 月 23 日付で同者と仮契約を締結しております。5 の工期は、契約確定の日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日まで、6 の支出科目は、令和 7 年度一般会計、教育費、社会体育費となっております。

以上、請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により御提案申し上げるものでございます。なお、工事の内容につきましては、総務管理部建築施設課から御説明申し上げます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○森影 亘建築施設課長補佐 それでは、工事の内容について御説明させていただきます。恐れ入りますが、第46号議案参考資料、府中市民球場人工芝化等改修工事をお開きください。

初めに、システムの 2 ページを御覧ください。左側の建物概要でございますが、1 の工事場所から 8 の面積表までは記載のとおりでございます。

次に、右側の案内図でございますが、斜線で表示した範囲が工事場所でございます。なお、各図面とも共通で、上が北の方位を示しております。

次に、3 ページを御覧ください。配置図でございますが、先ほどの現地視察資料での説明と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、4 ページを御覧ください。こちらは、左側にグラウンド工事一覧表、右側に屋内練習場工事一覧表を表示しており、各表ともに今回の主な改修項目と工事内容を示しております。グラウンド工事につきましては、舗装工事として、人工芝化やベース周りにクレイ系の舗装を行うほか、排水工事として、グラウンドに埋設されている配管やグレーチング蓋の改修などを行い、雨水排水の改善を行います。また、ダッグアウトにつきましては、劣化が進んでいる床の改修や壁、天井及びフェンスの塗装を実施するものでございます。

次に、屋内練習場工事につきましては、舗装工事として人工芝化を行うほか、内装工事として、外壁及び防球ネットの新設、建具工事として、扉及び窓の新設、電気設備工

事として、LED照明を新設するほか、電灯分電盤などを改修するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。仮設計画図でございますが、安全対策として行う仮囲いを設置する範囲や工事車両の出入口、交通誘導員の配置場所等を表示しております。工事車両出入口には交通誘導員を配置し、歩行者等の安全対策に努めるとともに、近隣の方々の生活に支障を来さないよう、注意を払い工事を進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございました。お伺いさせていただきたいのが、人工芝のことなんですけれども、夏場の直射日光下での利用によって非常に高温になる部分があると思います。表面温度が60度以上になるという話もありまして、想定される大会など、夏場の利用があると思うんですけれども、何か対策等があるのか教えてください。あと、人工芝自体が低温技術のあるものなのかというのを教えてください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。お願いします。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 では、お答えいたします。人工芝の暑さ対策というところでございますが、今回、人工芝の選定に当たりましては、日射の反射機能を備えた捲縮加工の人工芝を採用してございます。人工芝自体がパイル部分、人工芝の部分がカール状の形、捲縮と言われるような形になるんですが、そういう加工がされておりまして、温度の上昇要因であると言われるゴムチップなんかを覆うことによって温度の抑制を図るというような人工芝を採用し、表面温度の上昇を抑えていくというような形でございます。また、そのほかにも既設の散水栓がございまして、こちらをグラウンドに存置するような形で、こうしたことも加えて、人工芝を導入した際の温度上昇の抑制を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございました。確認できました。様々な低温技術、水分を保持する素材であったりとか通気性を上げていくものだったりとかありますが、コスト面で課題がいろいろとありまして、普及は限定的でありますので、調査する素材は少ないんですけれども、プロ野球スタジアム、試験的に導入されておったりするわけなので、日本は高温多湿で猛暑日も多いので熱中症のリスク等がありますので、対策や使用基準を含めて研究をしていただければと思います。

以上です。

○松村祐樹委員長 そのほか、質疑・御意見はございますでしょうか。西の委員。

○西のなおみ委員 まず1点、文教委員協議会で出されました奨学金廃止の議案については、市長から撤回の申出があったということなので、この件につきましては非常に評価できると思いますので、お伝えさせていただきたいと思います。

今回の人工芝化の件、幾つかお聞きしてまいりたいと思います。まず、今、熱中症対策のことで委員からお話がありましたので、その辺りをお聞きしたいと思います。府中市ではスポーツ活動における熱中症予防についてというところで、ホームページにもいろいろ記載がありまして、そのために施設利用を取りやめた場合の使用料の還付についてというところで、熱中症予防のために施設利用を取りやめた場合に使用料還付ということなんですが、実際、市民球場でこういった使用料の還付が行われていたのか、日数などが分かれば教えてください。私も、熱中症対策、非常に大切になってくると思っておりまして、暑さ指数などで、こういった市のスポーツ施設の使用についてのガイドラインのようなものが設定してあるのであれば教えていただきたいと思います。夏は気温が30度程度でも、人工芝では表面上60度を超えるというような情報もございまして、今、反射を抑えるパイル状の芝を使うというところで、その辺り、対策がされているということなんですが、具体的に何度ぐらい下げられるのかというのが分かれば教えてください。

い。

それから、人工芝については、マイクロプラスチックの問題、これまで私も一般質問で取り上げてまいりました。この辺りで、設計工事においてどのような配慮がされているのか教えてください。

三つ目は、今後、ランニングコストの件でも、一般質問でお聞きしたんですが、その際に、天然芝の場合だと年間で2,200万円、人工芝だと1,600万円ぐらいとお聞きしたんですが、この辺りについては変更がないんでしょうか。人工芝の場合の維持管理、1,600万円の費用の内訳を教えてください。

あと、天然芝だと冬の間、1月から3月の間、70日間と、雨天時に135時間使えなかったということが数字で出ていたんですけれども、人工芝にすると年間の使用日数、時間なのかもしれませんけれども、どのぐらいになるのかということを見込んでおられますでしょうか。

以上、お願いします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。お願いします。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、順次お答えをいたします。

まず初めに、施設予約について、熱中症対策で還付や振替を行っているという中で、市民球場の還付の件数というところのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、昨年度の状況でございますが、市民球場を含む野球場でございますと、1件の還付を行っているというところでございます。

続いて、熱中症対策のガイドラインなどを設けているかというところでございますけれども、こちらについては、スポーツタウン推進課、スポーツ施設の所管課としては特段ガイドラインを策定はしておりませんが、昨年度、例えば市が主催する事業であったり共催する事業については、熱中症の警戒特別アラートなんかの運用も始まっていますので、こうした事態が起きた際には、その事業を中止またはプログラムの一部縮小などを求めるような形で、各市内のスポーツ団体に対して要請を行っているところでございます。また、こうした通知を今年4月、熱中症警戒アラートが発令の運用が始まる前にも、市内の各団体には通知をしているというところでございます。

続いて、芝の対策で何度下げられるかというようなところの御質問だったかと思いますが、こちらについては、今回採用する予定の人工芝、環境省の実証実験なども行っており、一般的な人工芝に比べてマイナス5度以上減少できるというような製品を採用する予定でございます。

続いて、マイクロプラスチック対策として、設計工事に当たりどのような配慮が行われているかという御質問だと思いますけれども、設計に当たりましては、日本スポーツ施設協会のガイドラインなどを参考に進めており、主に人工芝自体と排水設備で対策を講じております。

まず、人工芝では高い耐久性を有する人工芝を採用することで、人工芝のパイルの磨耗や繊維がちぎれてしまうことを抑え、マイクロプラスチックの一因とされているパイル片の発生の抑制を図ってまいります。その上で、先ほども御答弁申し上げましたが、人工芝捲縮加工と呼ばれるカールがかかった人工芝を採用することで、縮れたパイルが、今度はゴムチップなどの充填材に絡んで、充填剤がまた外部へ流出する、ゴムチップが流出するということを抑えていくという形を計画しております。また、排水設備の対策といたしまして、排水設備内に専用のフィルターを設置することで外部への流出を図ってまいります。

続いて、5点目の人工芝に係るランニングコスト、現状が2,200万円で、人工芝化が1,600万円が変わりないかというところでございますが、こちらは変わりございません。

続いて、ランニングコストの内訳でございますが、こちらはグラウンドの維持管理に係る、委託に係る経費でございます。

最後に7点目でございますが、人工芝化にすると年間の使用日数はどの程度を見込ん

でいるかというところでございますが、基本的には今、閉場となっているのは1月から3月上旬というところでございますので、人工芝化によってここが使用可能日になってきますので、70日程度増加するというようなことで見込んでおります。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 まず、熱中症対策なんですけれども、今回使う芝が通常のものよりマイナス5度以上下げられるということは一般的に、さっきも言いましたけど、人工芝の表面、夏場は60度を超えるとされています。ということは、50度ちょっとぐらいになるということなのではないでしょうかというのを確認をお願いします。

それと熱中症対策については、熱中症警戒アラートというのがよく発令されています。昨年の日数を数えてみました。府中では22日間。30度以上になる真夏日は80日、35度以上の猛暑日は22日で、日本体育協会の運動指針というのがありまして、28度以上になると、スポーツをする上では嚴重警戒、31度以上は原則中止とされているということなんです。府中市の暑さ指数、これも熱中症緊急アラートとかと絡んで、今非常に重要な指数だと思うWGBT、大事だと思うんですが、6月から9月にわたって91日間という数字がありました。こういった状況で、人工芝については、天然芝と比べて表面上の温度は下げられるということなんですけど、一般的には暑さ指数が3度以上上がるというデータがあるんですけれども、この辺りについては、どのぐらいの暑さ指数の変化があるかと考えておられるのか教えてください。

昨年の熱中症予防で取りやめた日数は1日だけだったということは分かりました。

それから、工事の細かいところについて、排水設備などについてお聞きしました。フィルターをつけるということなんですけれども、このフィルターでどのぐらいの大きさのマイクロプラスチックが防げるのか、大きさを教えてください。マイクロプラスチックというのは、環境省のガイドライン、2種類ありまして、体育施設などでは5ミリ未満という書き方をしているものが多いんですけれども、例えば洗濯をするとき、化学繊維から出る繊維を防ぐためには、環境省の洗濯についてのガイドラインは、洗濯ネットは0.05ミリより細かいものをというのが推奨されているということなので、人工芝のマイクロプラスチック、どれぐらいの大きさが防げるのかというのを確認したいと思います。

それからランニングコスト、1,600万円の内訳、グラウンドの管理委託ということなんですけれども、先ほどもゴムチップの流出を抑えるということが、管理の中でこの芝で抑えられるということなんですけれども、人工芝にはボールチップ、ゴムチップというのが使われるわけなんですけれども、この使われる量、年間でどれぐらいかというのを把握しているかを教えてください。

それから、使える日数については、1月から3月上旬の70日が増加するということなんですけど、時間数で言うとどれぐらいになるんでしょうか。過去の2年間、施策の成果を見ますと、市民球場の利用時間、日数じゃなくて時間でしか書いてなかったんですが、令和4年度は1,299時間、令和5年度は1,072時間ということです。心配しているのは、夏場の暑さで中止になる日数も増えるのではないかとということと、1月から3月の間、70日間増加というのは一体どれぐらい、これ、毎日使われるのかというのを、その辺りの見解を教えてください。

以上、お願いします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 熱中症対策として、マイナス5度以上下げられるという、また、50度ちょっとになるというような認識でよいかということでございますけども、人工芝の表面温度につきましては、従来の人工芝では表面温度60度以上となることは一般的だと聞いているところです。ただ、答弁が重なりますけれども、今回、捲縮加工の人工芝を採用して、表面温度を下げていくようなことも実証実験で証明され

ているというところなので、おおむね表面温度というのは、実験の結果でも50度前後に抑えられるというようなどころでは現時点では見込んでおります。また、これに加えて、既設の散水栓も活用して散水対応を行うことによって、人工芝の表面温度というのは下げていけるとは見込んでおります。

また、暑さ指数の変化というところは、これは今の時点では見込めませんので、今後人工芝化した後にも、状況というのはどうこうというところは確認をして、必要な対応、対策というものは考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○森影 亘建築施設課長補佐 続きまして、フィルターの網の目のサイズについての御質問でございますが、サイズにつきましては、手元に資料がございませんで答えできないんですが、フィルターにつきましては、人工芝のグラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン、日本スポーツ施設協会が発行しているものでございますが、こちらに基づき、こちらで定められている仕様の金属網のフィルターを設置する予定となっております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 年間日数の増加70日というところを時間数にするというところでございますが……。

○松村祐樹委員長 順番前後。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 大変失礼いたしました。順番前後しております。最後の年間日数70日で時間数に換算するということでございますが、先ほどの答弁と重なるところがありますけれども、基本的には利用日数、時間で増加するところは、冬場のところ、1月から3月のところが中心となります。1日当たり開場時間11時間というところもあり、70日掛け合わせると、そこからですと700時間程度増加する見込みとなっております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○町井 香建築施設課長 年間のゴムチップの使用の量につきましてでございますが、基本的にはゴムチップにつきましては、ある程度大規模のメンテナンスを行うときに補充するような形になってございまして、都度補充していくというものではございません。その中で、数量としては、そのときにこういった形で数量を出し、維持管理の事業者と相談しながら、こういった形でという形にはなるんですが、なので、ゴムチップの数量につきましてはそういった形になりますので、今の現状では数値としては把握してございません。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 まず、熱中症対策は、散水対応、スプリンクラーか何かあるのかと思うんですが、人工芝の特質として、水をかければ温度は下がるんですけども、早く温度が下がるという特性と、あと下がった温度が持続しないという特性があると聞いていますので、どのぐらいの散水が時間的にできるのかなというのはちょっと疑問には思います。

2番目の工事については、フィルターの網の目というのは把握されていないということなんですけれども、環境調査を手がけているピリカという団体がありまして、全国でマイクロプラスチックの流出量を調べておられます。その中の要素としては、人工芝が最も多く、23.4%を占めていた。数年前の数字ですけども、あります。関東学院大学の鎌田素之先生という方がいろいろ調査されていまして、雨天時に人工芝のグラウンドの周辺の側溝を調べたところ、膨大な量の人工芝片が側溝に流れ込み、そのマイクロプラ

スティックの大きさの平均は0.22ミリだったそうです。多分ガイドライン、5ミリ未満を基準にしているのかと思うんですけども、それではほとんどのマイクロプラスチックは拾えないということが分かっているということです。

ランニングコストのグラウンドの管理委託のゴムチップの量なんですけれども、スウェーデンの政府委員会が2019年にこういった報告書を出しています。「環境中のマイクロプラスチック」という報告書で、人工芝、サッカー場なんですけれども、1面には60から70トンのチップが使用される。このうち飛散する量は年間550キロと推定されているということなんです。飛散した分は補充しなくてはなりません、補充量は自治体によって大きく異なっていたということで、20の自治体に聞き取り調査を行ったところ、サッカー場1面につき年間500キロのチップを補充していると回答した自治体もあれば、年間5トン補充していると回答した自治体もあるということでした。先ほどの御答弁ですと、常時補充しないということなので、大規模メンテナンスのときだけということなんですけど、じゃ、大規模メンテナンスというのはどれぐらいの期間の間でやっていくのか教えてください。

あと、日数の件は、プラス700時間になる見込みということは確認しました。

質問は以上です。後で意見します。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○町井 香建築施設課長 大規模メンテナンスの日数というのは、施工が終わって供用開始されてから5年程度たった時点で大規模メンテナンスを行うような予定になってございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 そのほか、御発言ございますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 府中市民球場の人工芝化というのは非常に大きな変化であって、ここで最後に議論する場かと思うのでちょっとお聞きいたしますが、前にもお聞きしたんですけど、ここで再確認で、人工芝にすることに至った経緯と、今まであった課題、そしてこれで改善が図られるのかというのをまずお聞きしたいと思います。

そして、入札の中での今回落としたところの技術評価点が非常に高いということについても、お聞きしたいと思います。今回、人工芝に至る、先ほどの質問にも関わるんですけど、人工芝にしようという提案から選定、決定に至る中で、特にこのことには留意をしたということがあればお聞かせ願いたいです。

以上です。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、前川委員の1問目の御質問、人工芝化に至った経緯と課題、また、改善が図られるかというところについての御質問でございますが、今回、以前より人工芝につきましては、天然芝の養生期間であったり、雨天時の使用制限に対する改善を求める声というのが市内の野球団体をはじめ市民、利用者からございました。養生期間の短縮なども検討いたしましたが、やはり芝の管理上困難が多く、抜本的な解決策としては、人工芝化の検討を進める必要があると判断したもので、令和5年の7月には、府中市野球連盟などからも書面において要望書が提出されておりますので、こういうことを踏まえまして、令和6年度に実施設計を進めたものでございます。

どういった改善が図られるかというところでございますが、人工芝のメリットというところでございますが、まず、利用日数と時間が拡大していく。冬季の養生期間70日であったり、4月から12月まで、毎月4日から6日程度の整備日というのが縮減するような形で年間の利用日数が増加すること。また、雨天後の早期復旧というところでも、人工芝は排水性が高く、雨天後でも早期に使用再開が可能となること。また、プレーの環境という面では、表面が均一でイレギュラーバウンドなども少なくなる、クッション性も高いのがそのリスク、予防防止にもなるというところで人工芝にはメリットがある

ものと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 では、二つ目の技術評価点の高い理由についてお答えいたします。主に点差が開いた部分の項目につきましては、まず、同種工事の成績評定というところで落札業者のみ加点がございました。それから、事業者及び下請予定事業者の所在地につきまして、落札業者は市内業者の参加が多かったというところで点差が開いております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 3点目の人工芝の決定に至るまで留意した点、御質問でございますが、人工芝化を進める上で、やはりマイクロプラスチックの対策、配慮というものは念頭に置き、人工芝の選定を進めております。また、暑さ対策であったり利用時間を拡大し得る、そういった観点でも人工芝の選定を進めております。

また、一般の利用者のみならず、子供たちも利用する施設となつてございますので、学童の連盟であったり中学生の連盟であったり、中央競技団体へのヒアリングなども行い、幅広い年代に御利用いただけるよう計画を検討してまいりました。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 詳細にありがとうございます。1月から3月というのは、確かに市民球場が使われずに、養生というのもブルドーザーを入れて、土を掘っくり返してやるんですよ。物すごい作業なので。ただ、1月から3月は使えないということは、野球をやっている人たちにとって、とっても悲しい時期であるのは確かです。これが人工芝によって1月から3月が使えるようになるというのは非常に喜ばしいことだと思って、今お聞きしておりました。確かに雨天のときも、先日のイースタンリーグのとき、残念でしたね。前日の大雨の余波で結局当日できなかった。それは水はけが限られているんですよ。大分水はけはよくなったと言うんですけども、これで少し改善されていくのかと思っております。

プレーヤーに関しては、均一なのでイレギュラーが少ないということと、けがのリスクが少ない。前にお聞きしましたが、足首や膝に負担が少ないということもお聞きしておりますので、いろいろなメリットがあるのだなと思って今お聞きしておりました。技術点については分かりました。

選定に至る中で、マイクロプラスチック対応等々が留意点であったというんですけれども、マイクロプラスチックとかPFOSという御懸念を持つ方もいらっしゃいましたけれども、これがどれぐらいの環境に影響があるかとか、どのようなものをもたらすかとか、こういうことを選定、決定に至る中でどのように取り扱ってきたかということをちょっとお聞きしたいです。危ない危ないと言うだけでは一つも証拠にはなりませんので、環境問題というのはきちんとした科学的評価がなくては評価できないものなので、その辺のところをきちんと押さえてきたのかということをお聞きしたいです。人工芝も、その場所その場所によって、またスポーツの種目によっても違うんですよ。味の素が人工芝になりましたよって言って、じゃ、府中市民球場と同じですよではないし、スポーツの種類によっては、サッカー場と野球場、人工芝も違いますから。ですが、今回の市民球場においてどのような環境配慮の下に選定が進められてきたか、科学的根拠は何かというのを示すものがあるのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

二つ。

○松村祐樹委員長 二つですか。1点じゃないですか。

○前川浩子委員 1点か。

○松村祐樹委員長 でよろしいですかね。答弁お願いします。どうぞ。

○町井 香建築施設課長 今回の人工芝の選定の考え方というところでございますが、今回、まず人工芝、P F O S だとかというところが入ってないものというところでまずは選定させていただいた中で、今回捲縮の素材ということで、なるべく飛散しないというところだとか、一般の人工芝よりもかなり強いような状態で、切れづらいというところで、なるべくマイクロプラスチックも含めて流出抑制に優れている人工芝というの今回選定させていただいております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 お願いします。

○森影 亘建築施設課長補佐 科学的根拠というところでございますが、P F A S につきましては、人工芝の安全性というところでは、事前に主要メーカーのほうにヒアリングを実施しておりまして、一般的な人工芝舗装材には国が規制するP F A S は含まれていないということが確認できております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 いろいろ細かくお聞かせいただきまして、ありがとうございます。環境問題に関しても、やはりあれだけの面積なのでいろいろ気になるころではありますけれども、今お聞きしたところでは、選定、決定に至る経緯の中でもその辺にきちんと留意し、また、選手にとってもよりよい環境であるということに留意しながらやってきたということが分かりました。

もう一つ、3回目なので最後にお聞きしたいのは、今回の人工芝化によって府中の市民球場の野球場というところにおいてグレードアップがされていくのかどうかというところがすごく気になるところで、イースタンリーグが来てくださるとか、巨人の女子野球があそこに来てくださるというのも、あと前、オーストラリアでしたが、来てくださったとか、はっきり申しまして、昔の府中市民球場にはそういうことはあり得なかったもので、これから先、見るスポーツというのも非常に重要でございますので、グレードアップがなされていくのかどうかというのを、可能性をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。お願いします。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、今回の人工芝生化によって、市民球場がグレードアップするかという御質問でございますが、今回の人工芝化により、市民球場としての機能や利便性が大幅に向上し、施設の評価というところも相対的に高まると認識しております。都内においても、人工芝を有する市民球場というところは、大田区にあります大田スタジアム、また、世田谷区にある、都営ですけど、駒沢公園の中にある野球場の二つとなります。人工芝化が結実すると3施設目というところになり、球場としてのブランド力というのは非常に高まってまいります。

このほか、委員の御質問のとおり、現在、ヴィーナスリーグであったり、2年前からはイースタンリーグというものを誘致しておりまして、間近でプロのトップアスリートの試合が見られるスポーツ施設、市内を見回しても市民球場がプロスポーツの公式戦が行い得る唯一の体育施設となっておりまして、委員の御質問のとおり、そういった意味でも球場の価値というのは高まってまいります。

最後に、こういった人工芝化を進めることによって、今後球場で予定しておりますネーミングライツであるとか民間活力の導入というところにも、事業者の参入インセンティブが高まっていくものと考えておりますので、こうしたことから市民球場のブランド価値や競技の誘致というところでも大変魅力の向上につながるものと捉えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。杉村委員。

○杉村康之委員 お願いします。ランニングコストとかの話がありましたが、ランニングコストは芝生化前よりも後のほうはかからなくなるということと、70日、700時間増える

ので収入も増えるだろうということだと思っんですが、コストと収入と両方合わせて考えて、年間どれぐらいのプラスになるのか。歳入のプラス、差引きでどれだけプラスになるのかということを教えてください。それが初期費用を回収するのに何年ぐらい、単純計算でかかるかということをお願いいたします。それが1件目。

二つ目は、球場の利用料は変わるのか。高くなったり値上げされたりすることは考えられるかということが2件目。

もう一つ、別の件なんですが、1回球場をどっかに移転したらどうかというような話題もありましたけれども、これだけ投資するということは、中長期的にずっとここを球場として使い続けるということだとは思っんですが、その際に土地代のことをちょっと聞きたいんですけども、今後も土地を使うということは、土地利用のリスクを考えなきゃいけないかなと思っんですけども、ここの土地を今借りていて、もし相続などがあった場合に、今の大家は市と話ができているんだと思っんですけども、仮に相続なんかがあった場合に、ここが売られる可能性もあるとは思っんですけども、そうなった場合に土地代が上がったりとか、そういうリスクを考えておかなければいけないんじゃないかな。そういうことがないように考える必要があるかなと思っんですけども、それで質問したいんですが、今、この借地は一般借地なのか定期借地なのか、その辺を聞かせてください。そして、契約としてどれぐらいの期間の契約になっているのか。賃料は幾らか、どういう計算で賃料が決められているかということもお願いします。

相続された場合に、仮に売却される場合は府中市に先に話を持ってくるとか、府中市が優先的に買うことが可能だとか、そういうような条件が契約にはついているかどうか。それが無いと、もし勝手に売られちゃうと賃料が高くなるということもあると思うので、その辺のリスクを避けるためにどういう対策が取られているかということをお願いいたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、御質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の収入とランニングコストの差引きでの増減というところでございますけれども、まず今回、コストといたしましては、人工芝化によって約600万円程度のコストダウンというところを図れる見込みとしております。また、使用料の収入というところでは、おおむね250万円から300万円の利用日数増に伴う収入増というところを見込んでおりますので、おおむね900万円程度の年間のコストメリットが得られると考えております。

続いて、初期費用を回収するのに何年かというところでございますが、今回、7億円を超えるような事業費になってございますので、かなりの年数を要するというところではございます。しかしながら、先ほど前川委員の質問への答弁でお答えをしましたが、ネーミングライツであったり、指定管理など民間活力の導入のインセンティブになることなどもございますので、そういったことも総合的に評価すると、一定の効果は得られるのではないかと捉えております。

また、3点目の使用料は変わるのか否かというところでございますが、今回新たに整備を進めております屋内練習場につきましては、こちらについては使用料の設定をしてまいりたいと考えております。一方で、人工芝化を行ったグラウンドの使用料については、今後、令和8年度以降に予定をされております全庁的な使用料の見直しなどの機会を捉えながら、使用料の変更というものは検討する形になろうと捉えてございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○稲葉康太財産活用課長補佐 続きまして、土地の契約に関する内容につきまして、順次お答えさせていただきます。

まず、借地の契約の形態ですけれども、こちらのほうは一般借地、いわゆる普通借地

という形で契約を締結しているものでございます。期間のほうにつきましては、現在、昭和61年4月1日から2026年、今年度末の3月31日までの40年間の契約となっております。

続きまして、賃料がどれくらいかというところでございますけど、令和7年度の利用料の金額につきましては、6,949万3,356円となっております。こちらの計算の考え方でございますけれども、借地料の計算方法といたしましては、当該年度の固定資産税及び都市計画税の4倍を掛けたもの、こちらが年間の借地料としてお支払いしているものでございます。

続きまして、契約のリスクに関するお話のところでの相手方が相続等の関係で売却する場合など、優先的に申入れする記載などが契約上に乗っかっているかということでございますけれども、現契約の中では、中途解約等の申入れの際には、事前に双方、相手方に対して申入れを行うような規定にはなっております。ただ、実際に優先的にというような記載につきましては特にございませんので、こういった契約上の中で協議をして進めていくことになろうかと思えます。

また、普通借地の契約の場合につきましては、借地人のほうがいわゆる権利が守られているところもございますけれども、合理的な理由がない限り、経済的な理由でどうしてもそこを売却しなければいけないですとか、また、土地を自ら使う場合ですとか、そういった限定的な理由以外につきましては更新できる旨、法律で解釈されるところでもございますので、こういったところも併せて、契約の対抗要件といいますか、担保という形で今考えているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。

○杉村康之委員 コストのほうは900万円くらいメリットがあるのではないかとということで、改修にはかなりかかるんだけれども、ざっと計算すると80年とか90年とかですね。ただ、もちろん目的に対してメリットがあると、先ほどの御説明も分かります。以前僕は、剪定枝の活用ということで、温水プールを今は重油を燃やしているけれども、剪定枝にしたら重油代もかからないし、剪定枝の処理費用もかからないからプラスですよと、活用したらどうですかという話をしたとき、お金をかけて調査までしてもらいましたけれども、初期費用に対して15年回収年数がかかるのでなかなか厳しいみたいな答えがあったんですけど、今回、これは目的も分かるしメリットもあるので賛成をしておこうと思いますけれども、剪定枝とかそういうところも、ただ単に年数がかかるから厳しいとかというんじゃなくて、環境にいいこともあるので、そういったこともちゃんと考慮しながら、同じように判断するべきかなと思います。それだけ言っておきます。

2件目の使用料は今後の中で考えていくということですが、これだけコストはかかるというのを、初期費用がかかるものを利用者負担の原則であると、これはかなり上げなきゃいけなくなっちゃうんじゃないかなと思うんですけど、本当に利用者負担でいいのかということを改めて考え直していただいて、上げればいいのかというものではないと思うので、そこはちゃんと考えていただきたいと。何でもかんでも利用者負担だという原則をもう少し改めて考えていただきたいと思えます。

3件目ですけども、契約がちょうど来年度だということだったので、これはチャンスじゃないかなと思うんです。40年前は、そういうリスクをそこまで考える時代でもなかったかもしれないし、考えてなかったと。一般的な約束が基本になっているということなんですけど、これだけ特殊な契約ですので、今の時代のことも考えると、やはりそれなりの特別な附帯事項というんですか、契約のときにリスクがないような契約を、せっかく来年に向けてチャンスですので、しっかりとさせていただきたいと思えます。それは要望しておきたいと思えます。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。よろしいですか。御意見も踏ま

えて。前川委員。

- 前川浩子委員 いろいろ聞かせていただきまして、ありがとうございます。私たち市民フォーラムは、この人工芝化に関して会派内でも話し合いましたけれども、これについては賛成していきたいと思います。様々なところで、はっきり申しまして、府中市民球場、もう駄目かなと思っていた時代もあったんです。ここで息を吹き返すというものが見えてきたので、ぜひとも、先ほどの御答弁の中にもありましたネーミングライツや民間活力をどうやって使っていくかということを積極的に考えていっていただきたいと思います。

あそこの球場は、小学生、中学生にとっては聖地なんです。大会の決勝戦があそこで行われるというので、子供たちはあそこを目指しますし、高校生にとっては甲子園への道なんです。市民球場が、子供たちがたくさん夢を抱く球場であることがこれからも続いていけばと思っています。環境への配慮も様々なさっているというのですが、科学は日々進んでまいりますので、よりよいものがありましたら、よりよい方向がありましたら、ぜひともその辺を取り入れていっていただきたいです。

温度のことがいろいろ言われていますけれども、人工芝イコール温度が高いというものではなく、60度というのはマックスだし、野球をやっている天然芝の現在でも、クレイですけど、四十五、六度にはなりますよね。だから、それに対しては、人工芝のこともそうですけれども、ベンチの中で様々な工夫がされていますが、市民球場においては、建物の中に入ればクーラーが効いているんです。だから、クールダウンするようなスペースを少し考えていっていただくとか、そういう工夫もしていただければありがたいかと思います。府中市民球場が、今まで70日使えなかったのが使える、また幅広くお声をかけていらっしゃるの、これからどんな形になっていくのか。スポーツタウン府中としましては、見るスポーツというのも大事ですので、その辺のところも大切にしていっていただきたいと思ひまして、このことに関しては賛成をいたします。ありがとうございます。

- 松村祐樹委員長 ほかに御発言ございますか。西の委員。

- 西のなおみ委員 それでは、反対の立場から意見します。まず、科学的な評価というところが出てまいりまして、人工芝のメーカーにヒアリングをされて、今日本で禁止されている三つのPFAS、PFOS、PFOA、PFHxS、3種類は使っていないということは確認されたということなんですが、有機フッ素化合物、PFASというのは本来にたくさんの種類がございまして、今三つの種類は禁止されていますけれども、例えば先月13日に有害物質規制の条約、ストックホルム条約で、PFASに新たに1種追加されたというニュースもございました。そういった意味で、この3種が入っていないから安心ということはないんだなと思っていますので、これが1点目です。

それから、一番大きいのはマイクロプラスチックの問題です。これも環境的には調査が行われて、人工芝の影響が非常に大きいということが明らかになっています。そういった中で、自治体が率先してこういった事業を進めるのはいかがなものかと思っています。

三つ目は温暖化の問題です。熱中症の問題もありますし、地球温暖化の問題もございします。人工芝の素材であるプラスチックは、太陽光に当たるとメタンガス、温室効果ガスを発生させるということも明らかになっています。ゼロカーボンシティを進める府中がこういうことを進めるのもどうかと思います。

四つ目はコストの問題です。維持管理費が600万円、天然芝と比べてダウンすることと、あと使用時間が700時間増えるというのは非常に大きいと思います。それで300万円ぐらい。足して900万円ぐらいの年間のコストメリットがあるというお話でしたが、このたびの設置など、あとは耐用年数10年と聞いていますので、10年後の処分のことを考えますと、一般質問のときに計算すると、天然芝のまま使うときと比べると4倍ぐらいコストがかかるというのが分かっています。そういったことを含めると、やはり使用機会が

増えるというメリットと引換えに環境へのダメージ、リスクがとても大きいということもありますので、市民球場の人工芝化については反対をいたします。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村祐樹委員長 挙手多数であります。よって、第46号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 2 第47号議案 府中市立本町保育所移転・新設事業設計・施行業務一括契約の変更に ついて

○松村祐樹委員長 付議事件2、第47号議案 府中市立本町保育所移転・新設事業設計・施行業務一括契約の変更にについてを議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。お願いします。

○古田裕樹保育支援課長補佐 ただいま議題となりました第47号議案につきまして御説明を申し上げます。本案は、令和6年第1回定例会におきまして議決をいただき、現在工事を施行しております契約の一部を変更するものでございます。

システムの3ページの参考を御覧ください。既に議決をいただいております一括契約の内容は記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、システムの2ページの議案書を御覧ください。変更する内容につきましては、議決内容の5、契約期間、令和8年2月28日までとしていたものを令和8年10月16日までに変更するもの、及び議決内容の6、支出科目等、令和6年度一般会計、土木費、道路橋りょう費を令和7年度一般会計、民生費、児童福祉費、債務負担行為、令和7年度一般会計、土木費、道路橋りょう費、債務負担行為に変更するものでございます。

変更する主な理由につきましては、開発許可の対象となる当該施設の施工に当たり、歩行者の往来に係る安全対策の充実を図るための作業等を追加したことに加え、東京電力との協議により、道路上にある電柱の移設に伴うスケジュールの調整をしたことなどを踏まえ、契約期間を延長するものでございます。なお、令和7年4月30日付で、契約の相手方であります積水ハウス株式会社と契約変更に係る仮契約を締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございました。調整等に時間を要しているとのことですが、調整の内容と期間、あと、そもそもの必要性、そちらを確認させてください。

あと、保護者の方や近隣住民への影響をどのように捉えていらっしゃるのか教えてください。

以上です。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 まず、1点目の調整の内容、期間、必要性についてでございますが、安全対策の充実や電柱移設等に係る調整内容についてでございますが、令和6年第4回市議会定例会にて、安全対策等の追加による工事内容の追加についてお認めいただいたところでございます。

調整の内容としましては、安全対策の充実は歩車道の境に横断防止柵を設置するものになりますが、新しい保育所の周囲に新設道路の整備及び既存道路の拡幅を行う中で、東京都や関係部署と協議を進める中で、横断防止柵を設置することとなりました。また、建築工事につきましては、道路工事が完成後に認められるものとなりますが、設置することとした横断防止柵の一部が、建築工事の際の工事車両搬入口の動線上にあるため、この一部を建築工事終了後に設置しても問題が生じないかの協議、調整、この2点が主な調整内容となります。

また、工事内容の変更により契約変更が必要となることから、その手続期間も含め、協議手続期間に約3か月を要したものととなります。横断防止柵の設置につきましては、開発許可制度等から明確に読み取れるものではございませんが、協議の結果、設置は必要なものと判断したものでございます。

続きまして、保護者等への影響をどう考えているかについてでございますが、児童、保護者等への影響につきましては、送迎についてでございますが、現保育所の道路を挟んだ南側に移転するため、送迎については大きな影響はないと捉えているところでございます。しかしながら、年度途中で移転となることから、新規入所した児童にとっては、環境によりやく慣れてきたところで、また環境変化となってしまうことから、より丁寧な保育、ケアを意識して取り組んでいきたいと考えております。

また、既に通われている方につきましても、4月からの新園舎を待ち望んでいたと思われまので、必要な情報を適宜丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。近隣にお住まいの方につきましては、移転工事の期間が延長されることで、建築作業に伴う騒音等が継続することから、影響のある工程の際は時間帯を配慮したり、事前に丁寧に説明する等、最大限配慮しながら工事を進めてまいります。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 詳細に御答弁ありがとうございました。調整内容、また期間、どういった経緯なのか理解できました。横断防止柵の設置や安全対策のほうについては、明確な開発許可制度などから読み取れはしないものの、安全に配慮されているというところを評価できると思います。ただ、結果的にはそういった安全に配慮されるというのはよかったんですが、近隣住民の方や保護者、また子供たちに影響もあると思うので、丁寧な説明を行っていただきたいなと思います。

あと、近隣住民の方、子供、保護者もそうなんですけども、また、職員の方もオペレーションが変わりますので、供用期間が変わったということで、いろいろゆっくりなじんでいくというよりも、すぐやらなきゃいけないことも多いと思いますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。西の委員。

○西のなおり委員 1点だけ確認したいと思います。年度途中での移転ということで、その辺りで、今も質疑の中にありましたけれども、実際職員の方の影響とかも大きいんだと思うんですが、環境が変わる中で、保育中の事故を防止するための配慮とか工夫といったものを考えられておられたらお聞きしたいと思います。

1点お願いします。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 環境の変化による事故等の防止についてでございますが、従来より保育の質の向上ということで、本町保育所に限らず、全職員研修を実施しております。今回、年度途中での移転ということから、建物が竣工後、実際に職員がその場に入りまして、動線とかを確認して、事故が起こらないように、どのような保育をしていくかというところを、本町保育所の職員及び我々のほうもサポートしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 ありがとうございます。職員の方も子供たちも戸惑いがあったり、思わぬ行動とかというのもあり得るかと思いますので、その辺りは職員の方を手厚くしていただくなどの配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はありますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 以前もこれが出てきたときにいろいろ申し上げているんですけども、結局、移転・新設事業に関わる設計・施行業務を一括して施行するためというデザインビルド、メリットについてもいろいろ御説明をいただいているんですが、一元化することによってのメリット、ノウハウを生かしていく、現状よりはコスト減になるだろうとか、積水は住宅メーカーですので、木造についていろいろなノウハウがあるし、耐震性や準耐火ということももちろん考えられた上で、温かみがあり心地よい建物ができていくだろうということで、保育環境として非常によいものができていくだろうというところと同時に、実施計画がない等々、見積りの提案、設定漏れ等々の調整が大変ということで、一括してというのは結局、がぶって契約することで、それは確かにメリットはあるんでしょうけれども、この間、府中市において様々な公共事業等々の中で、がぶって一括でやることによってデメリットが出ることもございましたので、本町保育園に関しまして、私、最初から懸念があったんですけども、これから先、今回も工期が変わるでしょ。いろんなことが出てきたときにどのように対応していくのか。

一番の問題は子供たちに影響が出ないようにしていただかなきゃいけないんですけども、契約というのは非常に難しいんですが、一括というところに非常に懸念があるので、もう一度その辺のところを説明していただけますとありがたいです。よろしくお願いします。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○稲葉康太財産活用課長補佐 それでは、質問にお答えさせていただきます。今回の本町保育所の契約につきましては、デザインビルド方式ということで、委員がおっしゃいました一括契約とさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、メリット、デメリットがございまして、メリットで生かせる部分は非常に有意義なところがあるんですけども、今回の契約の内容につきまして、少し工期が遅れてしまうというところが露呈した部分がデメリットとしてございました。

こちらの契約につきましては、こういった対応が今後もならないように、要求水準書のほうにはより詳しく落とし込むですとか、庁内での連携をより図っていく、こういった反省を生かしながら、今後の契約の際には生かしていけるような形で考えていきたいと思っております。また、今回の件でお子様にも影響がないように、事業者との調整につきましては、今も定期的に職員のほうで丁寧に相手方とも協議を重ねながら事業を進めているところでございますので、こういった事象が起こった場合でも大きな影響が及ばないように、保護者や子供の方ですとか近隣の住民の方にも影響が出ないように丁寧に事業者とも協議していく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 御答弁ありがとうございます。要求水準書に細かくお書きになるというのと庁内連携を図っていくということで分かりました。大きな企業は、公共事業を受けるときに弁護士のチームをつくっているんですよね。それこそ大成建設なんか、一つのプロジェクトに10人の弁護士でチームをつくっている。前にも申し上げたことがあるんですけども、公共事業において民間活力を使うときに、市役所のほうもきっちりと法的なバックアップができるような体制をつくっていくべきだと思っておりますので、そのところは御一考いただければと思います。これは意見です。

以上です。

○松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第47号議案は可決すべきものと決定いたしました。

### 3 第49号議案 絵画の買入れについて

○松村祐樹委員長 次に、付議事件3、第49号議案 絵画の買入れについてを議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 ただいま議題となりました第49号議案 絵画の買入れにつきまして御説明申し上げます。本案は、府中市美術館における展示作品の取得のため、絵画を買い入れるものでございます。

システムの2ページをお開きください。絵画の作者及び作品名につきましては、岸田劉生「静物（土瓶とシュスの布と林檎五個）」1点でございます。契約方法につきましては随意契約で、契約金額は1億1,000万円にて、記載の方と現在仮契約を締結しております。納期につきましては令和7年8月31日まで。また、支出科目は令和7年度一般会計、教育費、社会教育費となっております。

以上、買入れの契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により御提案申し上げます。

次に、買入れの内容についてでございますが、当該議案参考資料をお開きいただき、作品の画像を御参照ください。作者の岸田劉生は明治24年に東京生まれ、昭和4年に38歳で若くして亡くなるまで、「麗子像」をはじめとする人物画や風景画、そして本作品のような静物画を描き、日本の洋画の歴史に大きな足跡を残した画家です。本作品は、劉生が神奈川県鵠沼海岸で病氣療養をしていた時期に描かれました。作品はキャンバスの上に油絵具で描かれており、寸法は縦45.3センチメートル、横45.2センチメートル。ほぼ正方形の画面に、青い布を背景に、土瓶とそれを囲む五つのリンゴが存在感豊かに表されています。劉生の生涯を飾る作品であり、府中市美術館のコレクションを代表し得るものです。

なお本作品は、昨年7月30日に開催いたしました府中市美術品収集選定委員会において高い評価をいただき、府中市美術館の収集にふさわしい作品であるとの答申をいただいております。また、真贋に問題はなく、購入価格も近年の取引事例と比較して安価であるとの答申をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。前川委員。

○前川浩子委員 以前にもちょっと聞いておりますけど、もう一度選定委員会での御意見をお聞かせいただけるとありがたいと思います。まず、その1点からお願いします。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 選定委員会では出ました主な意見でございますが、本作品については来歴がはっきりしており、劉生が描いた文字も裏面にある、府中市美術館の洋画コレクションの流れの中でも非常に重要な作品である。また、ほかの方の意見としましては、劉生の静物画の中でも特に白眉、劉生は短命だが、一生の中でも代表作である。公立美術館の所蔵になるのは何よりのことなので、この機会にぜひ取得してもらいたいと

いったような意見をいただいております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 選定委員会の皆様がそうおっしゃってくださるので、本当に安心して見ていられると思いますが、確かに劉生氏は非常に短命でありましたけれども、作品の数が物すごく多いということと、前にちょっとお聞きしたんですけど、かの有名な「麗子像」の1段階前の時期の絵だとお聞きしておりますので、1人の画家がどのような変遷に至ってどのように絵を描いてきたかというのを知る資料としても非常に面白いものかと思います。ぜひともこれをきっかけに劉生の展覧会等々を、府中市でも劉生のほかの作品を持っているとお聞きしておりますので、やっていけると非常に面白いかなと思います。この絵を体験すると、劉生が非常にセザンヌの影響を受けていたという、セザンヌの画風というのがここにも見られるのかなと思うので、早く本物を拝見したいと思いますし、子供たちにも本物を見せていきたいと思いますので、何か劉生に関すること、府中の美術館のテーマでございます近現代の洋画にのっとって何かやっていただけるとありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。えもと委員。

○えもとひろあき委員 ありがとうございます。美術館自体は、他の美術館との貸し借りで成り立つ企画などもあると思うんですけども、今回の作品はどれぐらいの需要があるのか。例えば岸田劉生氏であれば、「麗子像」シリーズは需要が高いと思うんですね。人が呼べる作品で、有名なものですから。今回の作品はどのように評価されているのか、また、全国に貸し出すこともあると思うんですけども、本作品については実績というものが確認できるのかどうか。貸し出した実績があるのかどうか教えてください。お願いします。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。

○鎌田 享美術館副館長 まず1点目の御質問、本作品の重要性といったところになりますが、この作品は、先ほども御説明しましたように、岸田劉生が神奈川県沼海岸で病氣療養をしていた時期に描かれたものです。病氣療養中ですので、当然戸外に出ることもできませんので、室内で卓上に置かれた物、静物を中心に描いておりました。その中で物をじっくりと見詰めていく、そしてその本質を描いていくということを集中して行います。この直後になりますが、今度はこの作品で培った画風というものを愛娘、麗子の姿を描く形に置き換えていきます。麗子の像、必ずしもかわいいといえますか、幼いあどけない女の子の姿を捉えたというよりも、少しその中にあるような精神性の深さ、そうしたものをたたえた、見方によっては少し気持ち悪いとも思えるような作品なんです。そうしたものが出てくる背景、バックグラウンドとしては、この静物画時代に培った劉生の精神性というものが反映しております。そういう意味で、この時期の諸作品というのは、「麗子像」の前駆となる非常に重要な時期の作品として美術史上も評価、高くされております。

こちらの作品の貸し借りの過去の事例なんですけれども、主に1950年代、そして2000年代以降になりますが、いずれも現在の御所蔵家にあった時代ですが、度々展覧会に出品をされております。直近の例ですと、渋谷区の松濤美術館、また、静岡県の刈谷市の美術館等での貸出し事例というものがございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 確認できました。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 よろしいですか。ほかに御発言はございますでしょうか。西の委員。

○西のなおり委員 すいません、聞くだけになってしまうんですけど、教えていただきたいと思います。こういった美術品を購入するときに、美術品選定委員会でしたか、専門

の委員会があるんだと思うんですが、この開催というのがどれぐらいの頻度で行われているのかというのと、こういった美術品を購入されるときの手順といたしますか、どういったときに発議というか、提案があってとか、どこから提案があってとか、その辺りの手順を教えてくださいと思います。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 まず、美術品収集選定委員会の開催頻度ですが、府中市美術館で作品を購入する場合、あるいは寄贈、寄附を受ける場合、その作品が府中市の美術館に収蔵する価値のあるものであるか、また真贋に問題がないか、価格に問題がないかという点を都度都度この委員会でお諮りしております。開催の頻度としては、年1回ないしは2回となっております。

続きまして、美術館で作品を収蔵する場合、どのような経緯をたどっていくかということですが、まず、美術館におります学芸員が日頃から美術作品の研究、あるいは企画の立案、研究ということを行っております。その中で、様々な美術作品の取引状況、情報というのが入ってきます。個人の方から寄贈、寄附ないしは購入の打診が来ることもありますし、画廊等からの売り込みがあることもございます。それらの情報を、まずは館内学芸員の会議において、府中市の収集方針に照らしまして収集に足るものであるか、また予算的に可能であるかということも含めまして、原案を作成しております。それらの原案を館内でもみました後に、先ほど収集選定委員会において、さらに外部委員からの御意見をいただくと。続きまして、その後は予算の状況等を踏まえまして関係課と調整していくという、そして最終的には予算委員会あるいは今回のような場において議会にお諮りしていくという流れになっております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 詳細ありがとうございました。購入する回数といたしますか、定期的というわけではないんだと思うんですが、近年でどれぐらいの点数を買われたのかがもし分かればというのと、財源は基金がたしかあったかなと思うんですが、その辺りを確認だけさせてください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 近年、美術館の作品購入は、府中市美術品購入基金において行っております。直近の基金の状況ですと、令和3年度末に基金の基本額を2億円としております。その後、令和4年、令和5年、令和6年の3か年で77点の作品を計9,658万4,400円にて購入しております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。

○西のなおみ委員 分かりました。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。杉村委員。

○杉村康之委員 僕は美術については疎いので価値等は分からないんですけど、この絵が府中市にどんな価値をもたらすのかということ。先ほど、重要性とかそういうお話もあって重なるのかなとは思いますが、どういう効果、価値をもたらすのか。単純にそれで人が呼べるのかということも含めて、府中市の美術館の格が上がるのかとか、何が価値が分からないんですけど、それを教えてください。

それと、大分前に高橋由一の絵を購入していますけど、1億円でしたっけ、購入していますが、それがどのように生かされて、人を呼べたということも含めて、そういうことも含めて、これまでどのような使われ方をしてきて、どういう価値を府中市にもたらしたかというのを教えてください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 まず、今回の作品を購入することによる美術館あるいは府中市へのメリットという点でございます。府中市美術館は開館以来、近代から現代にかけて

の油絵、絵画の流れを中心にコレクションを形成してきました。これまでに数量的には非常に多く、備品登録上、総美術品数としては2,422点の作品を収蔵しております。点数としては非常に多く、これはこれまでの府中市の美術館の実績だとは思いますが、これからも、さらにこれらのコレクションをより充実するために、府中市の代表となるような作品を収集していくことが必要であると思っております。正直な話、この作品1点を購入して直ちに来場者数が倍増する、3倍増するということは難しいと思います。しかし、こうしたコレクションを充実していくことが美術館の、そして府中市の文化力、潜在能力を高めることになると考えております。

続きまして、高橋由一の作品につきましてです。高橋由一の作品につきましては、まさに府中市の美術品コレクションの代表作とすべく購入したものでございます。今回の購入事例は、さらにそれに続く2例目といいますか、大きな二つ目の山になるとは考えております。こちらの由一の作品ですが、購入以来、当館の常設展示室、コレクション展で年1回以上市民の皆様に御覧いただいたり、印刷物、ホームページ等、あるいはほかの美術館での企画展等で公開しております。こうしたことから、高橋由一の作品につきましては、市民はじめ多くの方々に府中市の代表作として非常になじみを持っていただだけ、そのことが美術館の力を高めているものと認識しております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。

○杉村康之委員 ありがとうございます。高橋由一の絵は、美術館の企画展だとか一般のときに時々出ているので、また飾られているなというのは、絵の名前を覚えて、初めてですけど、親しみを持って見えています。そういう作品がまた増えるということによってよいことだなと思っております。3倍増にはならないけど、2倍増にはなるということなのかなと思いましたので、期待していきたいと思います。私も早く見たいと思います。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第49号議案は可決すべきものと決定いたしました。